

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()	別表十二(八)
特定原子力発電施設の名称	1							円
積立期間	2	.	.					
当期積立額	3			円				
積立当期末の解体費用見積額	4							
累積限度基準額 $(4) \times \frac{90}{100}$	5							
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6							
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7							
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8							
計 (6) + (7) - (8)	9							
積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10							
積立限度超過額 (3) - (10)	11							
累積限度基準額 (5)	12							
「23」欄								
原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合								
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2 ② 「区分番号」欄：「10196」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額								
※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合								
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16			左 分 額 の 明 細	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17			前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(26))	29		